

山鹿市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月1日

山鹿市長 早田順一

山鹿市規則第30号

山鹿市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

山鹿市火災予防条例施行規則（平成27年山鹿市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「令別表第1(1)項」を「消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）別表第1(1)項」に、「法第17条第1項」を「消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第17条第1項」に改める。

第14条第2項第1号中「違反」を「前条第2項に規定する違反」に改め、同項第2号中「違反の」を「前条第2項に規定する違反の」に改め、同項第3号中「前2号に掲げるもののほか、」を「その他」に改める。

様式第1号中「3か月」を「3月」に、「6か月」を「6月」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。